

第4節 農業技術指導・教育

徳島県農業技術員養成所

徳島県農業技術員養成所が昭和2年6月8日徳島県令第26号により場に併設されることになった。所長には農事試験場長がなり,指導には農事試験場職員が 当っていた。養成所は町村農会の技術員を養成することを目的とし,修了生は主に町村農会に就職していた。(当養成所は,大正2年に農会技術員養成講習所として県農会で設立されたものである。大正2年から昭和2年までは,農会の運営により農事試験場は農会から委託をされ技術指導に当っていた)。次に昭和13年には,名称を徳島県農会技術員養成所に改称(県令第26号)したが,昭和18年には再び名称を改め徳島県立農業技術員養成所としている(昭和23年まで)(県令第44号)。

内容も多少の変更があり定員を20名に増員し,修業年限を1年2ヵ月とし,2ヵ月間は農会での実地見習いとしている。この間に昭和12年5月5日に修了 生を対象にした指導講習会を開催し,これを機会に修了生を正会員とする同窓会「稔会」が発足し,昭和13年3月に「稔会報」の創刊号を発刊している。

徳島県立農事試験場練習生

昭和6年から精農家養成のため,練習生を養成している。練習期間は1か年で毎年卒業生を送り出している。

第3表 場員出張件数および参観人数

	講 習 講 話 件	実施指導 件	審 査 件	調 査 件	打合せ その他 件	食糧増産 奨 励 件	計 件	参観人数 人
昭和1	46	121	25	42	283		517	3,372
2	50	12	11	69	345		487	3,591
3	53	21	15	67	389		545	3,814
4	55	23	20	70	351		519	3,924
5	51	18	18	64	352		503	3,911
6	41	54	15	127	189		426	2,859
7	42	60	14	127	175		418	4,592
8	46	94	40	145	117		472	4,604
9	33	53	31	166	140		423	4,852
10	37	38	29	110	187		401	4,895
11	57	22	31	127	220		457	52,122
12	60	27	20	180	275		562	2,439
13	46	75	62	151	446		780	2,739
14	53	80	57	232	413		835	2,394
15	28	45	26	174	328		601	2,846
16	54	161	8	217	158		598	3,028
17	139	129	20	210	228		726	2,205
18	177	397	33	206	344		1,157	2,014
19	51	195	8	614	96		1,128	1,348
20	59	205	10	627	102	195	1,198	1,357

徳島県農業技術員養成所規程

昭和二年六月八日

徳島県令第二十六號

沿革昭和五年四月縣令第十六號昭和六年二月第五號七年二月第四號九年二月第五號改正

徳島県農業技術員養成所規程左ノ通定ム

徳島県農業技術員養成所規程

第一條 農業技術員ヲ養成スル爲農事試験場内ニ農業技術員養成所ヲ置ク所長ハ農事試験場長ヲ以テ之ニ充ツ

第二條 本養成所ノ修業年限ハ一年トス

第三條 本養成所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ農業學校(高等小学校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ以テ之ニ充ツ於テハ修業年限三年以上ノモノ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル場合ニ以テ之ニ充ツ於テハ修業年限五年以上ノモノ)卒業者又ハ所長ニ於テ之ト同等以上ノ實力有リ以テ之ニ充ツ認メタル年齢十八年以上ノ者ニ限ル

第四條 本養成所ニ入學セシムヘキ生徒ノ數ハ五名以内トス

第五條 本養成所ニ入學ノ許可ヲ得タル者ハ保證人ヲ定メ別記様式ノ誓約書ヲ差出スヘシ

前項ノ保證人ハ本縣内ニ住所又ハ居所ヲ有スル成年者タルコトヲ要ス

第六條 本養成所ノ學科目左ノ如シ

- 1.農事ニ關スル法制經濟大意
- 2.土壤,肥料,作物,園藝,畜産,養蚕,病菌,害蟲,農具
- 3.實 習

所長ハ知事ノ許可ヲ受ケ前項ノ學科目ヲ加除スルコトヲ得

第七條 (削 除)

第八條 生徒ハ自己ノ便宜ニ因リ退學スルコトヲ得ス

但シ已ヲ得サル事由ニ因リ所長ノ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限りニ在ラス

第九條 左ノ場合ニ於テハ所長ハ生徒ニ退學ヲ命スルコトヲ得

- 1.品行不良
- 2.成業ノ見込ナシト認メタルトキ

第十條 第六條ノ學科ヲ修了シタル者ニハ所長ニ於テ卒業證書ヲ附與ス

附 則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

徳島県立農事試験場練習生規程

第一條 精農家養成ノ目的ヲ以テ徳島県立農事試験場ニ於テ練習生ヲ養成ス

第二條 練習期間ハ一ヶ年トス

第三條 練習生資格ハ高等小學校卒業程度以上ノ者ニシテ場長ニ於テ適當ト認メタルモノトス

第四條 志願者ハ履歴書添付入場願(第一號様式ニヨリ)ヲ三月十日迄ニ徳島県立農事試験場長宛ニ提出スヘシ

第五條 入場ヲ許可セラレタル者ハ保證人ヲ定メ誓約書(第二號様式ニヨリ)ヲ提出スヘシ

第六條 修業學科目左ノ如シ

- 一 修身,普通作物,作物汎論,園藝作物,土壤,肥料,病菌害虫,農具,
- 農業土木,畜産,養蚕,副業,農業經營,産業組合,數學,
- 二 實 習

第七條 練習生ハ自己ノ便宜ニ依リ中途退場スルヲ得ス

但已ムヲ得サル事由ニ依リ場長ノ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限りニ非ス

第八條 左ノ場合ニ於テ場長ハ練習生ニ退場命ス

- 1.素行不良ノモノ
- 2.出席常ナラサルモノ
- 3.成業ノ見込ナシト認ムルモノ

第九條 練習修了者ニハ修了証書ヲ授與ス

文 献

徳島県農会(1927～1938):徳島県農会報 第301号～732号

徳島県(1932,1936):徳島県通常県会會議録

徳島県(1938):徳島県決算書歳出臨時部 昭和12年度

徳島県(1939):徳島県決算書歳出臨時部 昭和13年度

徳島県史編さん委員会(1967):徳島県史 第6卷

勝浦町(1977):勝浦町前史

農林水産省百年史編纂委員会(1981):

農林水産省百年史別巻農林統計研究会(1983):都道府県農業基礎統計

大阪朝日新聞徳島版 昭和14年4月15日

徳島毎日新聞 昭和14年4月14日

徳島毎日新聞 昭和14年4月15日